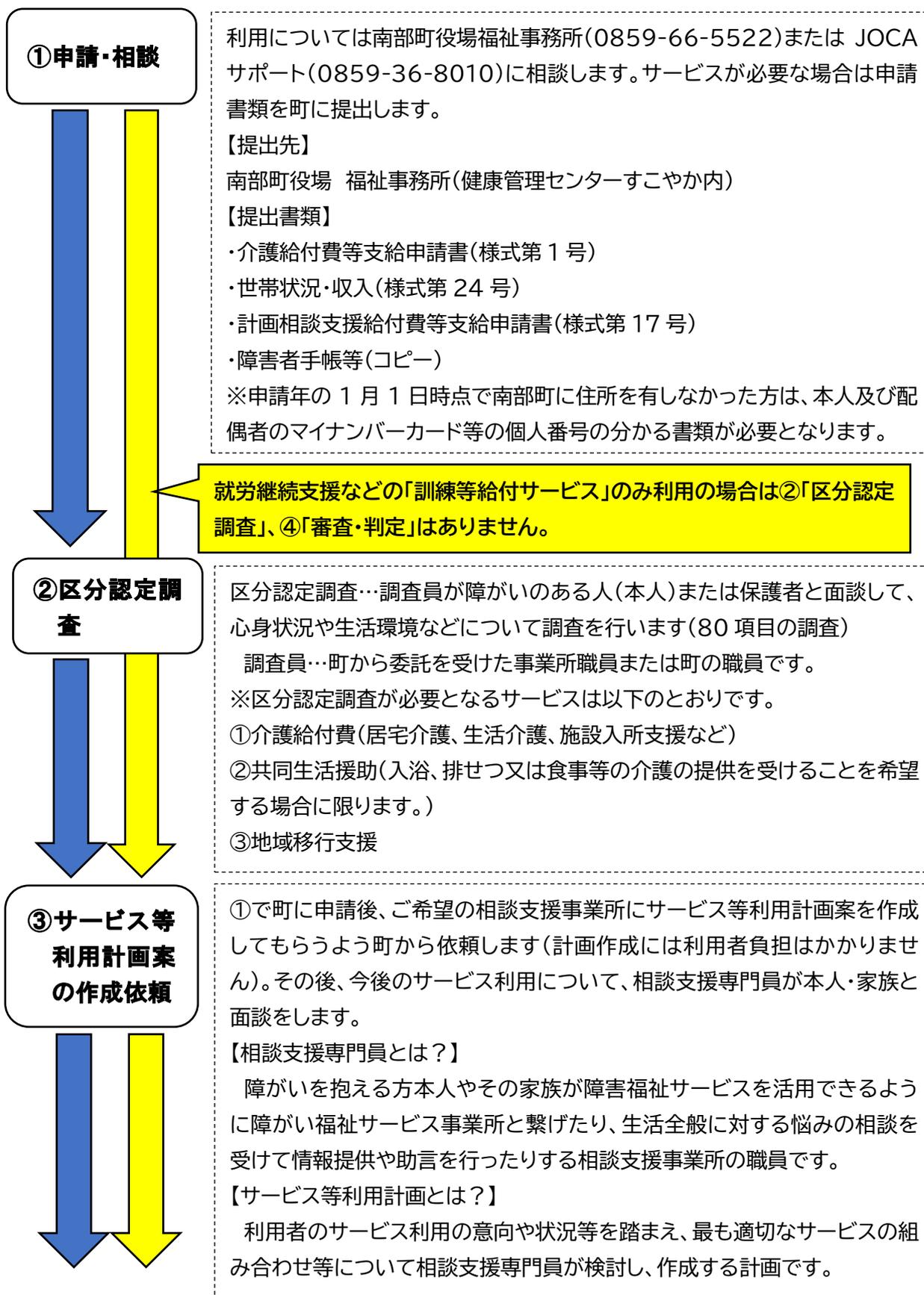
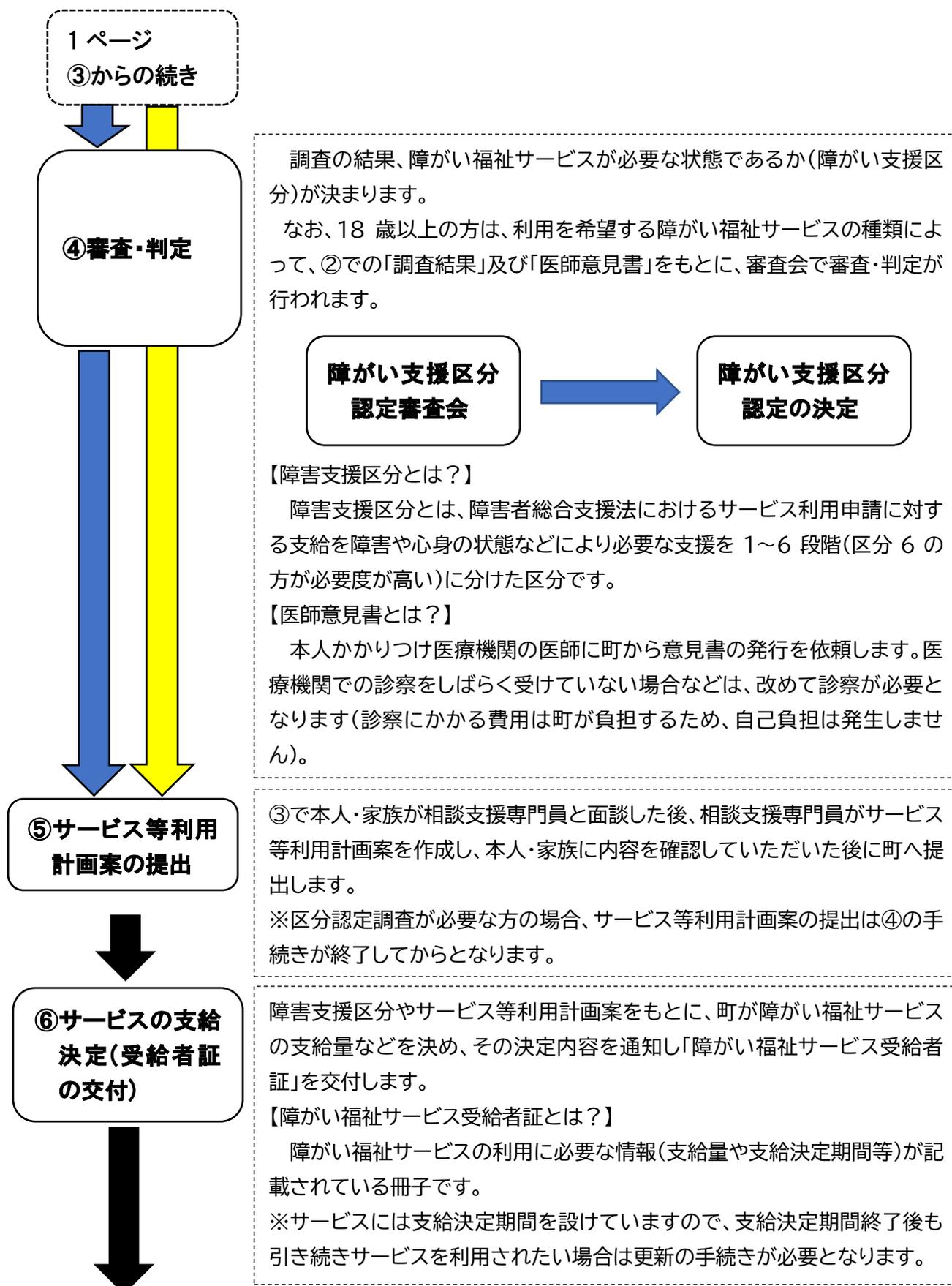


障がい福祉サービス利用までの流れ



障がい福祉サービス利用までの流れ



障がい福祉サービス利用までの流れ

2ページ
⑥からの続き

⑦サービス提供事業所との契約

事業者を受給者証を提示し、利用に関する契約をします。
※本人・家族・支援する関係者が集まり、今後の支援の方針や目標、支援内容等について話し合いをします(サービス担当者会議)。その後、必要な支援についてまとめた「サービス等利用計画(本計画)」が相談支援専門員から町に提出されます。

⑧サービス利用の開始

障がい福祉サービスの利用を開始します。原則、障がい福祉サービス利用料の1割を月ごとに事業者へ支払います。
※月ごとの利用者負担には上限があり、上限額を受給者証に記載されます。ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

⑨モニタリングの実施

定期的に相談支援専門員が自宅に訪問し、サービスの利用状況等について確認(モニタリング)を行います。また、関係機関からも聞き取りを行います。

【モニタリングとは?】

障がい福祉サービスを利用し始めてからも、実際の生活に不便はないか、計画を入れたことで改善されたこと等を、決められた期間ごとに話し合い、必要に応じて計画内容を変更します。

※モニタリングの実施期間については、利用者の状況やサービス内容によって期間が定められており、その期間ごとにモニタリングが行われます。

次ページ:(参考)各サービスと障害支援区分の対応表

(参考)各サービスと障害支援区分の対応表

認定された「障がい支援区分」により利用できるサービスが異なります。

こちらの図を参照ください。(サービスによっては障がい支援区分以外にも要件があります。)

	訪問系					日中活動系			施設系	居宅支援系
	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等包括支援	生活介護	短期入所	療養介護	施設入所支援	共同生活援助
区分なし										
区分1	↑		↑			50歳以上は区分2以上	↑	ALS患者等は区分6	50歳以上は区分3以上	↑
区分2	↑		↑			↑	↑		↑	↑
区分3	↑		↑	↑		↑	↑		↑	↑
区分4	↑	↑	↑	↑		↑	↑	筋ジス、重心は区分5	↑	↑
区分5	↑	↑	↑	↑		↑	↑	↑	↑	↑
区分6	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓

※上記以外にも利用要件、加算要件、経過措置等あり